

川崎市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市手数料条例 昭和25年3月29日条例第6号 第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。 (1)～(158) 略 (159) <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>（昭和35年法律第145号。以下「<u>医薬品医療機器等法</u>」という。）第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査 1件につき 29,000円 (160) <u>医薬品医療機器等法</u>第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 11,000円 (161) <u>医薬品医療機器等法</u>第12条第1項の規定に基づく薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において直接消費者に販売し、又は授与する医薬品であって、厚生労働大臣の指定する有効成分以外の有効成分を含有しないもの（以下「<u>薬局製造販売医薬品</u>」という。）の製造販売業の許可の申請に対する審査 1件につき 7,200円 (162) <u>医薬品医療機器等法</u>第12条第2項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 4,000円 (163) <u>医薬品医療機器等法</u>第13条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 11,000円 (164) <u>医薬品医療機器等法</u>第13条第3項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 5,600円 (165) <u>医薬品医療機器等法</u>第14条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の申請に対する審査 1品目につき 90円	○川崎市手数料条例 昭和25年3月29日条例第6号 第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。 (1)～(158) 略 (159) <u>薬事法</u>（昭和35年法律第145号）第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査 1件につき 29,000円 (160) <u>薬事法</u>第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 11,000円 (161) <u>薬事法</u>第12条第1項の規定に基づく薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において直接消費者に販売し、又は授与する医薬品であって、厚生労働大臣の指定する有効成分以外の有効成分を含有しないもの（以下「<u>薬局製造販売医薬品</u>」という。）の製造販売業の許可の申請に対する審査 1件につき 7,200円 (162) <u>薬事法</u>第12条第2項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 4,000円 (163) <u>薬事法</u>第13条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 11,000円 (164) <u>薬事法</u>第13条第3項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 5,600円 (165) <u>薬事法</u>第14条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の申請に対する審査 1品目につき 90円

改正後	改正前
(166) <u>医薬品医療機器等法</u> 第14条第9項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の一部変更の承認の申請に対する審査 1品目につき 90円	(166) <u>薬事法</u> 第14条第9項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の一部変更の承認の申請に対する審査 1品目につき 90円
(167) <u>医薬品医療機器等法</u> 第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査 1件につき 29,000円	(167) <u>薬事法</u> 第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査 1件につき 29,000円
(168) <u>医薬品医療機器等法</u> 第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 11,000円	(168) <u>薬事法</u> 第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 11,000円
(169) <u>医薬品医療機器等法</u> 第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は <u>貸与業</u> の許可の申請に対する審査 1件につき 29,000円	(169) <u>薬事法</u> 第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は <u>賃貸業</u> の許可の申請に対する審査 1件につき 29,000円
(170) <u>医薬品医療機器等法</u> 第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は <u>貸与業</u> の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 11,000円	(170) <u>薬事法</u> 第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は <u>賃貸業</u> の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 11,000円
(171) <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「<u>医薬品医療機器等法施行令</u>」という。）第1条の5の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付 1件につき 2,000円</u>	
(172) <u>医薬品医療機器等法施行令第1条の6の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付 1件につき 2,900円</u>	
(173) <u>医薬品医療機器等法施行令第5条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付 1件につき 2,000円</u>	(171) <u>薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第5条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付 1件につき 2,000円</u>
(174) <u>医薬品医療機器等法施行令第6条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の再交付 1件につき 2,900円</u>	(172) <u>薬事法施行令第6条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の再交付 1件につき 2,900円</u>
(175) <u>医薬品医療機器等法施行令第12条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の書換え交付 1件につき 2,000円</u>	(173) <u>薬事法施行令第12条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の書換え交付 1件につき 2,000円</u>
(176) <u>医薬品医療機器等法施行令第13条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の再交付 1件につき 2,900円</u>	(174) <u>薬事法施行令第13条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の再交付 1件につき 2,900円</u>

改正後	改正前
(177) <u>医薬品医療機器等法施行令第45条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可証又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の書換え交付</u> 1件につき 2,000円	(175) <u>薬事法施行令第45条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の書換え交付</u> 1件につき 2,000円
(178) <u>医薬品医療機器等法施行令第46条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可証又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の再交付</u> 1件につき 2,900円	(176) <u>薬事法施行令第46条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の再交付</u> 1件につき 2,900円
(179)～(190) 略	(177)～(188) 略
(191) <u>建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認申請又は同法第18条第2項の規定に基づく通知に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における同法第6条第1項の規定に基づく確認申請又は同法第18条第2項の規定に基づく通知に対する審査</u> 1件につき <u>第184号に規定する額（第185号に該当する場合にあっては、同号の規定により算定した額）に昇降機1基につき第189号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額を加えた額</u>	(189) <u>建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認申請又は同法第18条第2項の規定に基づく通知に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における同法第6条第1項の規定に基づく確認申請又は同法第18条第2項の規定に基づく通知に対する審査</u> 1件につき <u>第182号に規定する額（第183号に該当する場合にあっては、同号の規定により算定した額）に昇降機1基につき第187号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額を加えた額</u>
(192)～(202) 略	(190)～(200) 略
(203) <u>建築基準法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</u> 1件につき 33,000円	(201) <u>建築基準法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</u> 1件につき 33,000円
(204)～(208) 略	(202)～(206) 略
(209) <u>建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査</u> 1件につき 160,000円	(207) <u>建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査</u> 1件につき 160,000円
(210) 及び(211) 略	(208) 及び(209) 略
(212) <u>建築基準法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外、同条第2項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</u> 1件につき 27,000円	(210) <u>建築基準法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外、同条第2項の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</u> 1件につき 27,000円

改正後	改正前
(213) ～(216) 略 (217) 建築基準法第68条の5の6の規定に基づく建築物の<u>建蔽率</u>に関する特例に係る認定の申請に対する審査 1件につき 27,000円 (218) ～(227) 略 (228) 建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、<u>建蔽率</u>、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1件につき 27,000円 (229) ～(240) 略 (241) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項後段の規定に基づく建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書（以下「確認申請書」という。）の提出が行われた場合における長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく認定申請に対する審査 ア 確認申請書に係る計画に建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を行う建築物又は建築物の部分（以下「要判定建築物」という。）が含まれる場合 1件につき 前号の規定により算定した額に次に規定する額の合計額を加えた額 (ア) <u>第184号</u>に規定する額（確認申請書に係る計画に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、同号に規定する額に昇降機1基につき<u>第189号</u>に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額を加えた額） (イ) 1要判定建築物につき次に掲げる要判定建築物に係る構造計算の方法及び要判定建築物の区分に応じ次に規定する額 a 要判定建築物に係る構造計算が国土交通大臣が定めた方法によるとき。 (a) 床面積の合計が1,000平方メートル以内の要判定建築物 166,800円 (b) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メー	(211) ～(214) 略 (215) 建築基準法第68条の5の6の規定に基づく建築物の<u>建ぺい率</u>に関する特例に係る認定の申請に対する審査 1件につき 27,000円 (216) ～(225) 略 (226) 建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、<u>建ぺい率</u>、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1件につき 27,000円 (227) ～(238) 略 (239) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項後段の規定に基づく建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書（以下「確認申請書」という。）の提出が行われた場合における長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく認定申請に対する審査 ア 確認申請書に係る計画に建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を行う建築物又は建築物の部分（以下「要判定建築物」という。）が含まれる場合 1件につき 前号の規定により算定した額に次に規定する額の合計額を加えた額 (ア) <u>第182号</u>に規定する額（確認申請書に係る計画に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、同号に規定する額に昇降機1基につき<u>第187号</u>に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額を加えた額） (イ) 1要判定建築物につき次に掲げる要判定建築物に係る構造計算の方法及び要判定建築物の区分に応じ次に規定する額 a 要判定建築物に係る構造計算が国土交通大臣が定めた方法によるとき。 (a) 床面積の合計が1,000平方メートル以内の要判定建築物 166,800円 (b) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メー

改正後	改正前
トル以内の要判定建築物 222,450円 (c) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の要判定建築物 255,000円 (d) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の要判定建築物 336,900円 (e) 床面積の合計が50,000平方メートルを超える要判定建築物 619,350円 b 要判定建築物に係る構造計算が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるとき。 (a) 床面積の合計が1,000平方メートル以内の要判定建築物 115,350円 (b) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の要判定建築物 143,700円 (c) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の要判定建築物 157,350円 (d) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の要判定建築物 199,350円 (e) 床面積の合計が50,000平方メートルを超える要判定建築物 337,950円 イ ア以外の場合 1件につき 前号の規定により算定した額に第184号に規定する額(第189号に掲げる場合に該当する場合にあっては同号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額、確認申請書に係る計画に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては第184号に規定する額に昇降機1基につき第189号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額を加えた額。第243号イにおいて同じ。)を加えた額 (242) 長期優良住宅普及促進法第8条第1項及び同条第2項において準用する長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基	トル以内の要判定建築物 222,450円 (c) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の要判定建築物 255,000円 (d) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の要判定建築物 336,900円 (e) 床面積の合計が50,000平方メートルを超える要判定建築物 619,350円 b 要判定建築物に係る構造計算が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるとき。 (a) 床面積の合計が1,000平方メートル以内の要判定建築物 115,350円 (b) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の要判定建築物 143,700円 (c) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の要判定建築物 157,350円 (d) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の要判定建築物 199,350円 (e) 床面積の合計が50,000平方メートルを超える要判定建築物 337,950円 イ ア以外の場合 1件につき 前号の規定により算定した額に第182号に規定する額(第187号に掲げる場合に該当する場合にあっては同号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額、確認申請書に係る計画に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては第182号に規定する額に昇降機1基につき第187号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額を加えた額。第241号イにおいて同じ。)を加えた額 (240) 長期優良住宅普及促進法第8条第1項及び同条第2項において準用する長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基

改正後	改正前
づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（以下この号から<u>第244号</u>までにおいて「変更認定申請」という。）に対する審査 ア 変更認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録住宅性能評価機関が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合 1件につき 当該変更認定申請に係る建築物又は建築物の部分（以下この号において「申請建築物等」という。）の住戸の総数の区分に応じ<u>第240号ア(ア)から(ケ)までに規定する額に2分の1を乗じて得た額を当該変更認定申請をする際現に長期優良住宅普及促進法第6条第1項の認定を受けている当該申請建築物等の住戸の数の合計数（以下この号において「既認定戸数」という。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</u> イ ア以外の場合 1件につき 申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ<u>第240号イ(ア)から(ケ)までに規定する額に2分の1を乗じて得た額を既認定戸数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</u> <u>(243)</u> 長期優良住宅普及促進法第8条第2項において準用する長期優良住宅普及促進法第6条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における長期優良住宅普及促進法第8条第1項及び同条第2項において準用する長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく変更認定申請に対する審査 ア 確認申請書に係る計画に要判定建築物が含まれるとき。 1件につき 前号の規定により算定した額に<u>第241号ア(ア)及び(イ)に規定する額の合計額を加えた額</u> イ ア以外の場合 1件につき 前号の規定により算定した額に<u>第184号に規定する額</u>	づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（以下この号から<u>第242号</u>までにおいて「変更認定申請」という。）に対する審査 ア 変更認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録住宅性能評価機関が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合 1件につき 当該変更認定申請に係る建築物又は建築物の部分（以下この号において「申請建築物等」という。）の住戸の総数の区分に応じ<u>第238号ア(ア)から(ケ)までに規定する額に2分の1を乗じて得た額を当該変更認定申請をする際現に長期優良住宅普及促進法第6条第1項の認定を受けている当該申請建築物等の住戸の数の合計数（以下この号において「既認定戸数」という。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</u> イ ア以外の場合 1件につき 申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ<u>第238号イ(ア)から(ケ)までに規定する額に2分の1を乗じて得た額を既認定戸数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</u> <u>(241)</u> 長期優良住宅普及促進法第8条第2項において準用する長期優良住宅普及促進法第6条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における長期優良住宅普及促進法第8条第1項及び同条第2項において準用する長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく変更認定申請に対する審査 ア 確認申請書に係る計画に要判定建築物が含まれるとき。 1件につき 前号の規定により算定した額に<u>第239号ア(ア)及び(イ)に規定する額の合計額を加えた額</u> イ ア以外の場合 1件につき 前号の規定により算定した額に<u>第182号に規定する額</u>

改正後	改正前
を加えた額 <u>(244) 及び(245) 略</u> <u>(246)</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査 ア 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨をエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関（<u>第248号</u>において「登録建築物調査機関等」という。）が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合 （ア） 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び<u>第248号</u>において同じ。） 1件につき 4,900円 （イ） （ア）以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額 a 住宅部分（人の居住の用に供する建築物の部分のうち住戸の部分进行いう。以下この号において同じ。） 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額 （a） 1戸 4,900円 （b） 2戸以上5戸以下 9,600円 （c） 6戸以上10戸以下 16,000円 （d） 11戸以上25戸以下 27,000円 （e） 26戸以上50戸以下 45,000円 （f） 51戸以上100戸以下 81,000円 （g） 101戸以上200戸以下 130,000円 （h） 201戸以上300戸以下 160,000円 （i） 301戸以上 170,000円	を加えた額 <u>(242) 及び(243) 略</u> <u>(244)</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査 ア 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨をエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関（<u>第246号</u>において「登録建築物調査機関等」という。）が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合 （ア） 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び<u>第246号</u>において同じ。） 1件につき 4,900円 （イ） （ア）以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額 a 住宅部分（人の居住の用に供する建築物の部分のうち住戸の部分进行いう。以下この号において同じ。） 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額 （a） 1戸 4,900円 （b） 2戸以上5戸以下 9,600円 （c） 6戸以上10戸以下 16,000円 （d） 11戸以上25戸以下 27,000円 （e） 26戸以上50戸以下 45,000円 （f） 51戸以上100戸以下 81,000円 （g） 101戸以上200戸以下 130,000円 （h） 201戸以上300戸以下 160,000円 （i） 301戸以上 170,000円

改正後	改正前
b 共用部分（人の居住の用に供する建築物の部分のうち住宅部分を除いた部分をいう。以下この号において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額 （a） 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 9,600円 （b） 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 27,000円 （c） 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 81,000円 （d） 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 130,000円 （e） 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 160,000円 （f） 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円 c 非住宅部分（住宅部分及び共用部分以外の建築物の部分をいう。以下この号において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額 （a） 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 9,600円 （b） 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 27,000円 （c） 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 81,000円 （d） 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 130,000円 （e） 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 160,000円	b 共用部分（人の居住の用に供する建築物の部分のうち住宅部分を除いた部分をいう。以下この号において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額 （a） 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 9,600円 （b） 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 27,000円 （c） 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 81,000円 （d） 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 130,000円 （e） 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 160,000円 （f） 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円 c 非住宅部分（住宅部分及び共用部分以外の建築物の部分をいう。以下この号において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額 （a） 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 9,600円 （b） 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 27,000円 （c） 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 81,000円 （d） 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 130,000円 （e） 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 160,000円

改正後	改正前
(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円 イ ア以外の場合 (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 34,000円 (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額 a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額 (a) 1戸 34,000円 (b) 2戸以上5戸以下 69,000円 (c) 6戸以上10戸以下 97,000円 (d) 11戸以上25戸以下 140,000円 (e) 26戸以上50戸以下 200,000円 (f) 51戸以上100戸以下 280,000円 (g) 101戸以上200戸以下 380,000円 (h) 201戸以上300戸以下 500,000円 (i) 301戸以上 590,000円 b 共用部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額 (a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 110,000円 (b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 180,000円 (c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 280,000円 (d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 360,000円 (e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 430,000円 (f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超える	(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円 イ ア以外の場合 (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 34,000円 (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額 a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額 (a) 1戸 34,000円 (b) 2戸以上5戸以下 69,000円 (c) 6戸以上10戸以下 97,000円 (d) 11戸以上25戸以下 140,000円 (e) 26戸以上50戸以下 200,000円 (f) 51戸以上100戸以下 280,000円 (g) 101戸以上200戸以下 380,000円 (h) 201戸以上300戸以下 500,000円 (i) 301戸以上 590,000円 b 共用部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額 (a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 110,000円 (b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 180,000円 (c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 280,000円 (d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 360,000円 (e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 430,000円 (f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超える

改正後	改正前
もの 500,000円 c 非住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額 (a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 240,000円 (b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 380,000円 (c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 550,000円 (d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 670,000円 (e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 790,000円 (f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 900,000円 <u>(247)</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第53条第1項の規定に基づく認定申請に対する審査 ア 確認申請書に係る建築物の計画に要判定建築物が含まれるとき。 1 件につき 前号の規定により算定した額に次に規定する額の合計額を加えた額 (ア) <u>第184号</u>に規定する額(確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、同号に規定する額に<u>第189号</u>に規定する額を加えた額。以下この号及び<u>第249号イ</u>において同じ。) (イ) 1 要判定建築物につき次に掲げる要判定建築物に係る構造計算の方法の区分に応じ次に規定する額 a 要判定建築物に係る構造計算が国土交通大臣が定めた方法による場合 次に掲げる要判定建築物の区分に応じ次に規定する額	もの 500,000円 c 非住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額 (a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 240,000円 (b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 380,000円 (c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 550,000円 (d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 670,000円 (e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 790,000円 (f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 900,000円 <u>(245)</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第53条第1項の規定に基づく認定申請に対する審査 ア 確認申請書に係る建築物の計画に要判定建築物が含まれるとき。 1 件につき 前号の規定により算定した額に次に規定する額の合計額を加えた額 (ア) <u>第182号</u>に規定する額(確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、同号に規定する額に<u>第187号</u>に規定する額を加えた額。以下この号及び<u>第247号イ</u>において同じ。) (イ) 1 要判定建築物につき次に掲げる要判定建築物に係る構造計算の方法の区分に応じ次に規定する額 a 要判定建築物に係る構造計算が国土交通大臣が定めた方法による場合 次に掲げる要判定建築物の区分に応じ次に規定する額

改正後	改正前
(a) 床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの 166,800円 (b) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 222,450円 (c) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 255,000円 (d) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 336,900円 (e) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 619,350円 b 要判定建築物に係る構造計算が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる場合 次に掲げる要判定建築物の区分に応じ次に規定する額 (a) 床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの 115,350円 (b) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 143,700円 (c) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 157,350円 (d) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 199,350円 (e) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 337,950円 イ ア以外のとき。 1件につき 前号の規定により算定した額に第184号に規定する額又は第189号に規定する額を加えた額 (248) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（以下この号及び次号において「変更認定申請」という。）に対する審査	(a) 床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの 166,800円 (b) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 222,450円 (c) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 255,000円 (d) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 336,900円 (e) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 619,350円 b 要判定建築物に係る構造計算が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる場合 次に掲げる要判定建築物の区分に応じ次に規定する額 (a) 床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの 115,350円 (b) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 143,700円 (c) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 157,350円 (d) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 199,350円 (e) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 337,950円 イ ア以外のとき。 1件につき 前号の規定により算定した額に第182号に規定する額又は第187号に規定する額を加えた額 (246) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（以下この号及び次号において「変更認定申請」という。）に対する審査

改正後	改正前
ア 変更認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物調査機関等が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合 (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 2,450円 (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額 a 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画（以下この号において「認定済計画」という。）に係る建築物の部分について<u>第246号ア(イ)</u>の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額 b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について<u>第246号ア(イ)</u>の規定により算定した額 イ ア以外の場合 (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 17,000円 (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額 a 認定済計画に係る建築物の部分について<u>第246号イ(イ)</u>の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額 b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について<u>第246号イ(イ)</u>の規定により算定した額 (249) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第55条第1項の規定に基づく変更認定申請に対する審査 ア 確認申請書に係る建築物の計画に要判定建築物が含まれるとき。 1件につき 前号の規定により算定した額に<u>第247号ア</u>に規定する額を加えた額 イ ア以外のとき。 1件につき 前号の規定により算定した額に<u>第184号</u>に規定する額又は<u>第189号</u>に規定する額を加えた額 (250)～(268) 略	ア 変更認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物調査機関等が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合 (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 2,450円 (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額 a 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画（以下この号において「認定済計画」という。）に係る建築物の部分について<u>第244号ア(イ)</u>の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額 b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について<u>第244号ア(イ)</u>の規定により算定した額 イ ア以外の場合 (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 17,000円 (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額 a 認定済計画に係る建築物の部分について<u>第244号イ(イ)</u>の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額 b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について<u>第244号イ(イ)</u>の規定により算定した額 (247) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第55条第1項の規定に基づく変更認定申請に対する審査 ア 確認申請書に係る建築物の計画に要判定建築物が含まれるとき。 1件につき 前号の規定により算定した額に<u>第245号ア</u>に規定する額を加えた額 イ ア以外のとき。 1件につき 前号の規定により算定した額に<u>第182号</u>に規定する額又は<u>第187号</u>に規定する額を加えた額 (248)～(266) 略

改正後	改正前
第5条 第2条第266号のその他の公文書又は図面の謄本又は抄本の交付その他多額の費用を要するもの及び同条の規定により難いものについては、その実費に相当する手数料を徴収することができる。	第5条 第2条第264号のその他の公文書又は図面の謄本又は抄本の交付その他多額の費用を要するもの及び同条の規定により難いものについては、その実費に相当する手数料を徴収することができる。
第8条 既納の手数料は、請求事項の変更又は取消しの場合においても、これを還付しない。ただし、第2条第185号、第241号ア、第243号ア、第247号ア、第249号ア及び第250号の手数料は、建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定が行われなかったときは、その全部又は一部を還付することができる。	第8条 既納の手数料は、請求事項の変更又は取消しの場合においても、これを還付しない。ただし、第2条第183号、第239号ア、第241号ア、第245号ア、第247号ア及び第248号の手数料は、建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定が行われなかったときは、その全部又は一部を還付することができる。

川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第80号 (診療の方針) 第19条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるほか、基準省令第16条に規定する厚生労働大臣が定める基準によらなければならない。 (1) 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上適切に行う。 (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入院患者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。 (3) 常に入院患者の病状及び心身の状況並びに日常生活及び置かれている環境の的確な把握に努め、入院患者又はその家族に対し、適切な指導を行う。 (4) 検査、投薬、注射、処置等は、入院患者の病状に照らして適切に行う。 (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、基準省令第16条第5号に規定する厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない。 (6) 基準省令第16条第6号に規定する厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入院患者に施用し、又は処方してはならない。ただし、<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>（昭和35年法律第145号）<u>第2条第17項</u>に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。 (7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。	○川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第80号 (診療の方針) 第19条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるほか、基準省令第16条に規定する厚生労働大臣が定める基準によらなければならない。 (1) 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上適切に行う。 (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入院患者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。 (3) 常に入院患者の病状及び心身の状況並びに日常生活及び置かれている環境の的確な把握に努め、入院患者又はその家族に対し、適切な指導を行う。 (4) 検査、投薬、注射、処置等は、入院患者の病状に照らして適切に行う。 (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、基準省令第16条第5号に規定する厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない。 (6) 基準省令第16条第6号に規定する厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入院患者に施用し、又は処方してはならない。ただし、<u>薬事法</u>（昭和35年法律第145号）<u>第2条第16項</u>に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。 (7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

